

「桶川宿古絵図」から知る桶川宿の姿

桶川市文化財保護審議会委員 重田正夫

2021. 06. 13

はじめに

- ・本絵図は、平成2～3年に行われた桶川宿本陣府川家に関連する資料調査で所在が確認された。その時点では、継目の糊が剥がれバラバラの状態であったが、桶川市歴史民俗資料館の開館に合わせ裏打ち補修を行い、現在は掛幅装である。桶川市歴史民俗資料館に寄託され、常設展示されている。
- ・形状 紙本淡彩、本紙寸法：縦187cm、横176cm、掛幅装

1 絵図に描かれた景観地

- ・桶川宿の中心となる中山道沿いの住民や寺社はもとより、周辺の状況も克明に描き込んでいる。現在までに確認されている桶川宿の絵図としてはもっとも古いものと考えられる。
- ・本図については、平成2年3月刊行の『桶川市史』第一巻通史編では、所在確認前なので言及されていない。近年、令和元年10月27日、桶川市歴史民俗資料館のシリーズ「一品の世界」第4回「古図をよむ―桶川宿古絵図―」で、紅谷有美氏により詳細に検討された。
- ・主な論点は、絵図の制作契機を検地と秣場争論とし、年代を街道筋の戸数から元禄頃と推定した。また、この絵図から読み取れる桶川宿の姿を、土地利用、中山道と桶川宿の施設、社寺にわけて読み解き、さらに百年後に幕府が作成した『中山道分間延絵図』との比較検討も行われている。
- ・以下、これを参考にしながら、私なりの視点で解説をしてみたい。
- ・この絵図の色分けは、茶色が道路、白が水路、緑が山林原野である。
- ・道路は、画面中央に東南から北西にかけて中山道が通り、周辺村落へ分岐する道や村内の小道も詳細に描かれている。
- ・画面中央の中山道は、北本寄り大雲寺の左上に描かれるのが「上の木戸」で、ここから大雲寺前の橋までが上宿、その橋の傍ら左右に一里塚がある。ここから「御高札」を経て、浄念寺前の橋までが中宿で、これはさらに上中宿と下中宿に分かれていた。そこから上尾宿寄りが下宿となり、「下の木戸」が描かれ、中山道の両脇には人名がびっしりと書き込まれている。
- ・寺院は、中山道の西側に曹洞宗の「大雲寺」と浄土宗の「浄念寺」、北本寄り木戸の外に「観音堂」がある。東側には修験の「南蔵院」がある。
- ・神社は、中山道の西側、大雲寺の傍らに「白山権現」、さらにその西側に「若宮」、上尾宿寄りに「神明宮」がある。中山道の東側には「いなり（稲荷）明神」がある。神社の地はいずれも緑に着色され、社叢を示しているのであろう。
- ・街道の裏手に散在する人名は、街道沿いの宿住民が耕作する田畠を示すようである。
- ・東方、上村境には上村の飛地が多数あり、田畠区別の記載も、この箇所集中的にみられる。
- ・水路は、中山道東側の坂田村方面から上村にかけて芝川が流れる。西側の浄念寺周辺や、東側の「屋敷」から浄念寺周辺の水路は、中山道を跨いで芝川方面に向かっていくように見える。これらの水路は、中山道により分断されたようで、中山道開通以前の姿を伝えているのであろう。
- ・宿の周辺は山野である。東側は、坂田村境に、道路で分断された「大久保山」、その南に「小山」が

ある。大久保山には「山畑野銭場」の記載が2箇所、小山には「野銭場」の注記がある。また、南蔵院の裏手に「大奴田山」とみえる。

- ・中山道の西側は、原や秣場などになっている。下日出谷村境に「西原馬草場」「馬くさ場」「馬草場」、さらに「永窪原」「壱騎堀馬草場」、井戸木村境に「水窪原」「井戸窪原」などが続いている。窪という地名は低湿地を示し、井戸木村の方へ流れる水路が鴨川となるのであろう。
- ・また「壱騎堀」は、戦国期の「市場之祭文」にみられる「武州足立郡いつきほり」に相当する地名と想定される。『新編武蔵風土記稿』桶川宿の小名にも記載されているが、この絵図でも確認できた。『中山道分間延絵図』では、宿外の北本寄りの左手に「桶川宿之内一騎堀弁天」の記載がある。この絵図で弁天の位置を確認すると、大雲寺の境内を横切る道を北本方面に進み、「原」と記された緑地の辺りになる。

2 作成年代の推定

- ・この絵図には、年代が記されていないので、画面から手掛かりとなりそうな描写を探してみる。
- ・この絵図に書き込まれた人名は、後述するように127名となることに注目したい。
- ・桶川宿の戸数は、寛永2年(1625)58軒、慶安元年(1648)96軒、寛文5年(1665)106軒、元禄7年(1694)128軒、享保14年(1729)156軒、宝暦5年(1755)260軒と、増加の一途をたどっている(『桶川町史』p32)。
- ・この数字からすると、絵図の127名(軒)は、17世紀後半、元禄期に相当する。
- ・さらに、本陣を世襲した府川家は甚右衛門ないし作兵衛、脇本陣の内田家は源右衛門ないし源三郎を称し、その年代は下記のようなことがわかっている(『桶川町史』p35)。

寛文5年(1665)12月	(府川) 甚右衛門	(内田) 源右衛門	(出典、宿明細帳)
延宝9年(1681)4月	(府川) 作兵衛	(内田) 源右衛門	(出典、諸事之覚帳)
元禄7年(1694)4月	(府川) 作兵衛	(内田) 源三郎	(出典、当宿検地水帳)
- ・この絵図には高札場が描かれるだけで、本陣、脇本陣、問屋場、市神などは明記されていない。そこで、やや時代は下るが寛政12年(1800)の調査により作成された『中山道分間延絵図』をみると、高札場の西側に脇本陣と問屋、その反対側に本陣が描かれている。
- ・この絵図でその付近に書き込まれた人名をみると、高札場の西側に源三郎、反対の東側に作兵衛の名前がみえる。これとさきに示した両家の世代変遷とを照合すると、この絵図は、延宝9年以降で元禄7年頃の状況を示すことになる。
- ・本陣府川作兵衛の没年は未詳であるが、「府川家系」によると次の甚右衛門は延享5年(1748)没なので、下限は享保期あたりと想定される。
- ・もうひとつこの絵図の作成目的と年代を考えるうえで重要なものが、画面西端の記載である。
- ・緑色に色分けされた箇所に「西原馬草場」と「馬くさ場」と記され、「下日出やさかい(谷境)」の墨線には境杭を示す○印と確認の押印がある。さらに、下日出谷側に「牧野半三郎・牧野八太夫知行所」と記され、人名は欠損しているが名主とみられる2名の押印がある。この印は境界線上の確認印と一致し、桶川宿西側の秣場と下日出谷村との境界を確認することが、この絵図の作成と深く関わっていたことを示唆している。ただ、桶川宿側の連印がないので、両村の協定というよりは、桶川宿が下日出谷村から確認をうけた、という意味に止まるものであろう。
- ・ここに書き込まれた牧野家当主の名前から年代を推定できる。牧野半三郎は上日出谷村の領主

で、半三郎と名乗ったのは、嘉成が寛文2年(1662)～享保7年(1722)、2代飛んで徳成が寛延元年(1748)～宝暦4年(1754)である。牧野八太夫は下日出谷村の領主で、尹成・貴成・為成の三代が八太夫を名乗り、その期間は、寛永10年(1633)～宝暦6年(1756)である。

- よって、両者が同時に存在する押印の年代は、寛文2～享保7年、寛延元～宝暦4年となるが、さきの府川家の世代の考察を合わせると後者は該当せず、この絵図の下限は享保7年となる(『桶川町史』p30、『寛政重修諸家譜』第6、p289～292)。
- これに関連して、天和3年(1683)6月に桶川町名主源右衛門外4名が提出した「乍恐以書付御訴訟申上候御事(御検地年限久敷罷成不分明儀之有ニ付惣検地願)」という文書があり、桶川宿において検地を願い出る動きがあったことがわかる(杉山正司・加藤浩「桶川宿本陣文書」『埼玉県立博物館紀要』13、1987年)。
- 桶川宿では最初の検地が岩槻藩主阿部家時代の寛永7年(1630)に行われ、上日出谷村と下日出谷村の検地は、寛文2年(1662)に牧野兵庫によるものと記録されている(『桶川町史』p45)。
- 天和3年の願書を提出した名主源右衛門を脇本陣内田家とみなすと、源三郎が当主となるのはそれ以降となり、絵図の年代も天和3年(1683)～享保7年(1722)と推定される。
- 以上により、家数から推定された元禄7年頃という年代は、他の年代推定条件をも満たしている。

3 元禄検地との関係

- 作成の目的については、桶川宿は元禄7年に代官細井九左衛門によって検地が実施され、この絵図にも土地の名請人とみられる人名が多数記載されているので、この検地に関連して作成された可能性が考えられている。
- この付近の元禄7年幕領検地については、「武蔵国足立郡指扇領・平方領・桶川領、埼玉郡忍領・騎西領御検地之節日記」と題する幕府代官の下役が記録した検地日記が残されている(『上尾市史』第3巻、資料編3、近世2、p169～182)。この地域は、細井九左衛門と近山与左衛門の代官所であり、その立合として代官古郡文右衛門と松平清三郎が参加した。この日記は、そのうち古郡文右衛門の帳付である河井又市郎が記録したものである。
- 記述は、元禄7年3月1日から始まり、旧大宮から上尾にかけて、荒川沿いの村々が記載される。各所で、「論所」すなわち争論の場所が発生すると、その場所だけに「廻り検地」を実施し「論所絵図」を作成している(3月27・28日戸崎村、4月24日地頭方村)。
- 桶川については、5月22日条に「桶川町附ニ有之秣場見分多と違有之ニ付、九左衛門様御方帳付宮城沖右衛門殿再見ニ被参候」という記述がみられる。
- この日記には「絵図」という言葉は随所にあるので「見分多」は絵図ほど正確で無い「絵」なのであろう。元禄7年検地で、桶川町付の秣場をめぐる問題が起き、代官細井九左衛門の帳付が現地に来ているのである。この絵図の下日出谷村境にみられる連印との関係が注目される記述である。
- さらに、この前日5月21日には、桶川領上村名主七郎兵衛の畑で間数違いがあるという報告をうけ、小針内宿村に陣取る細井九左衛門宿元へ相談し、河井自身が現地に赴き「絵図」を作成している。この桶川宿古絵図の北東、上村境の箇所にもみ田畑の区別や上村と桶川宿との入り組み記載があるのと関係するのかも知れない。
- 桶川に関しては、4月12日に、雨が止み河井又兵衛は桶川町へ遊びに行く、という記載もあり、当時の桶川が町場として賑わいがあったことを想定させる。

4 絵図に描かれた人名

- ・この絵図には、中央の中山道の両側、上下の木戸内には、宿の人馬役を負担する農民が軒を並べ、左右の道路脇には、その地の耕作者とみられる膨大な人名が書き込まれている。
- ・そこで、これらの関係を調べるために、画面全体を道路や水路により分割し、すべての人名を書き上げてみた。画面中央の街道沿いは、上下の木戸内を対象に東・西の2ブロック、画面上部の東側は、街道に近い方を東A①～④、芝川までを東B①～⑤、芝川と大久保山の間を東C①～③の都合12ブロックとした。画面下部の西側は、街道から大雲寺と浄念寺の裏側を通る道までを西A①～③、その道より馬草場までを西B①～④、都合7ブロックとした。総計は21ブロックになる（トレース図参照）。
- ・人名は、小さな文字で縦横に書き込まれているので、左衛門と右衛門など判読の困難な文字、次郎と二郎など宛字も多いが、大凡の傾向は把握できると考えた。
- ・中山道沿の上下の木戸内に記された人名は、東側が59名、西側が57名、都合116名となる。このうち名前が2回登場する者が11名、3回が3名いる。この重複する17名を、それぞれ同一人物と考えると、木戸内の実際の農民数は99名となる。
- ・宿場の住民は、屋敷地の年貢を免除される代わりに、人馬役など負担した。やや時代が遡るが、寛文5年（1665）12月の明細帳によると、惣家数106、役馬を50、歩行役25、諸事小役14、問屋4、庄屋2、年寄3、馬指6、定使2、帳付1である（『桶川町史』p66、ただし、合計107になる）。
- ・30年後の元禄期に役負担の家数が減少したとは考えにくいので、この絵図の木戸内住民は116軒と考えるのが妥当であろう。しかし、17名も同じ名前の住民がいたとも考えられない。おそらく、断絶した家を、宿としての機能を維持するため、宿内の農民が兼併したのであろう。
- ・名請人の名前は、東側が312、西側が195の合計507名である。それに、街道添いの116を併せると、人名の総数は623名となる。それらを名寄せすると、街道沿いが99、それ以外が28、合計127名となる。そのうち特徴的なもの19名を表としてまとめてみた。
- ・まず、問屋名主、年寄など村役人層が上位を占めていることが指摘できる。この村役人名は、元禄7年桶川宿検地水帳による（『桶川町史』p35）。ただし、同書で庄屋とする武右衛門、嘉兵衛は未確認。
- ・一方、木戸内に屋敷地のみを名請した農民が、東側7軒、西側8軒の都合15軒ある。これは、経緯はいろいろあろうが、宿場町という特性を生かし、宿泊や飲食業に特化した農民が多いと想定される。
- ・街道沿いの屋敷地を確認できない28名は、一般的には耕地は少ない（例外は、No.12 友右衛門）。
- ・No.13、14のように、屋敷と耕地が同じ側に無い場合が思ったより多いように感じた。これは、東側に水路が開かれ、耕地が多いことから当然ともいえるが、宿の開発状況も示すのであろう。

まとめにかえて

- ・以上の検討から、この桶川宿古絵図は、元禄期、おそらく元禄7年（1694）の検地に関連して作成されたものと推定される。元禄期は、近世社会が確立される時期であり、前代の面影を伝える景観と、新たな時代に生きる桶川宿の姿が詳細に描き込まれた貴重な歴史資料である。